

# 東京都テニス協会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、東京都テニス協会（以下本会という）と称する。
- 第2条 本会は、東京都内におけるテニスの普及・振興・競技力の向上を図り、もって都民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達するため総会の決議に基づく各種の事業を行う。
- 第4条 本会は、東京都のテニス統括団体として、公益財団法人日本テニス協会の加盟団体である関東テニス協会及び公益財団法人東京都体育協会に加盟する。
- 第5条 本会は、事務所を東京都内に置く。

## 第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は、東京都内に活動の本拠を置く下記の正加盟会員、準加盟会員、個人加盟会員並びに協力団体によって構成する。  
会員細則は別に定める。  
但し、実業団テニス部については、その事業所所在地が東京都内にあるものを対象とする。
- (1) 正加盟会員  
テニスクラブ、テニススクール、実業団テニス部、各区市町村テニス協会又は連盟、テニス愛好者で構成するサークル（同好会）
  - (2) 準加盟会員  
大学、高等専門学校、高等学校、中学校のテニス部、同好会等を統括する団体
  - (3) 個人加盟会員  
ア、公益財団法人日本テニス協会が認めたプロフェッショナル登録者  
イ、前号以外の個人
  - (4) 協力団体  
日本女子テニス連盟東京都支部
- 第7条 正加盟会員、準加盟会員及び個人加盟会員は、公益財団法人日本テニス協会をはじめとする本会上部団体の開催する公式テニス大会に参加することができる。  
また、上部団体が認定する資格認定会等に参加し、資格を取得することができる。
- 第8条 本会に加盟しようとする団体または個人は、所定の書式をもって申請し、理事会または常務理事会の承認を経て加盟する。但し、常務理事会において承認された場合は、併せて後に開催される理事会の承認を要する。  
本会を脱退する場合はその理由を記して届け出なければならない。
- 第9条 会員は、別に定める年間会費を加盟時に納入し、次年度以降は毎年、前年度の

2月末日までに納入する。

第10条 会費は、理事会の承認を経て総会がこれを決定する。

第11条 会員が、本会則に違反するか、本会の体面を傷つける行為があったと認められたときは、理事会の決議により除名することができる。

### 第3章 事業

第12条 本会は下記の事業を行う。事業細則は別に定める。

- (1) 会員によるトーナメント、対抗戦、各種講習会及び認定会等を開催する。
- (2) 東京都内において行われる国際試合、上部団体等が行う事業の共催、主管、協力等を行う。
- (3) 要請により正加盟会員、準加盟会員、協力団体並びにこれに準ずる団体の行事の共催、主管、後援、公認、協力等を行う。
- (4) 東京都内における講習会に講師、コーチ等を派遣する。
- (5) 公益財団法人日本テニス協会をはじめとする、本会上部団体及び本会の諸行事並びにその他の情報の提供を行う。

### 第4章 総会

第13条 総会は、正加盟会員、準加盟会員、協力団体の代表1名により構成され、正加盟会員、準加盟会員、協力団体の総数の5分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ開催できない。

第14条 総会は、原則として毎年1回会計年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる）終了後60日以内に開催し、会長は議長として下記の議案を付議する。

- (1) 当該年度会務報告
- (2) 当該年度の収支決算
- (3) 翌年度事業計画
- (4) 翌年度の予算
- (5) 監査委員の選任
- (6) 役員を選任
- (7) その他

第15条 臨時総会は、次の場合に開催することができる。

- (1) 会長が開催を必要と認めた場合
- (2) 理事の過半数が開催を必要と認めた場合
- (3) 正加盟会員、準加盟会員並びに協力団体の3分の2以上が開催を必要と認めた場合

第16条 総会の日時・会場・議案は、10日前までに書面をもって正加盟会員、準加盟会員並びに協力団体に通知する。

第17条 総会に出席することのできない正加盟会員、準加盟会員並びに

協力団体代表者は、委任状をもってその議決に参加することができる。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第19条 総会に出席して意見を述べようとする個人加盟会員は、総会開催日の14日前までに出席申請を議案とともに書面で提出するものとし、出席の可否は会長が決定する。

## 第5章 理事会

第20条 理事会は、委任状を含む理事の過半数の出席がなければ開催できない。  
理事会は必要に応じ理事長が招集し、議長は理事長があたり次の事項を付議する。

- (1) 総会の付議事項
- (2) 本会の会務
  - 加盟・脱退の承認
  - 除名決議
  - 新規事業計画
  - 本会の諸規程の制定・改廃
  - 主催事業に関する事項
  - 補助金の使途、使用後の報告の承認
  - 予算未計上の10万円以上の支出
  - 金銭の借入
  - 重要な財産の処分
  - その他本国会務に必要となる事項
- (3) 常務理事会が理事会に付議すると決めた事項

第21条 理事会に出席できない理事は、委任状をもってその議決に参加しなければならない。

第22条 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第6章 常務理事会

第23条 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び各委員会の委員長を務める常務理事他で構成し、委任状を含む常務理事の過半数の出席がなければ開催できない。

常務理事会は、必要に応じて理事長が召集し、議長は理事長があたり次の事項を付議する。

- (1) 業務執行に関し理事会または委員会から付議された事項
- (2) 公益財団法人東京都体育協会、公益財団法人日本テニス協会、関東テニス協会、または他の関係する諸団体と連携してなされる事業に関する事項。
- (3) 協力事業に関する事項
- (4) その他

第24条 常務理事会に出席できない常務理事は、委任状をもってその決議に参加しなければならない。

第25条 常務理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合はこれを議長が決する。

## 第7章 監査委員会

第26条 監査委員は、総会において推挙し会長が委嘱する。

監査委員は、第32条に規定する理事及び第36条に規定する委員を兼務することはできない。但し、監事の兼務についてはこの限りではない。

第27条 監査委員会は、次の委員で構成する。委員長及び副委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名

第28条 監査委員会は、委任状を含む委員の過半数が出席しなければ開催できない。監査委員会は、必要に応じて監査委員長が召集し、議長は委員長があたる。

第29条 監査委員会は、次の業務を行う。

- (1) 業務監査
- (2) 会計監査

監査委員会は、理事その他の本会役員が法令、本会規程等に違反したまたはそのおそれがあると認めるときは、直ちに会長、理事長、理事会に報告しなければならない。

第30条 監査委員会に出席できない委員は、委任状をもってその議決に参加しなければならない。

第31条 監査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合はこれを委員長が決する。

## 第8章 役員

第32条 本会は、下記の役員を置くことができる。

名誉会長の任期は定めない。その他の役員の任期は2年とし、重任することができる。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
専務理事	1名

常務理事	若干名
理事	45名以内（会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事を含む）
監査委員	若干名
顧問・参与	若干名

- 第33条 会長は、総会において推挙する。  
 会長は、本会を代表して会務を統理する。  
 副会長は、会長が推挙し、総会がこれを承認する。  
 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 第34条 理事は、本会会員の代表者又は構成員（過去に代表者又は構成員であった者を含む）及び学識経験者の中から適任者を総会において推挙し、会長が委嘱する。  
 理事は、理事会を組織し、総会の決議を執行し、本会の会務を処理する。  
 理事長、副理事長、専務理事並びに常務理事は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。  
 理事長は、理事会より委託された事項又は緊急を要する事項を掌理する。  
 副理事長並びに専務理事は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。  
 常務理事は、理事長の掌理事項を補佐し、会務の運営を円滑迅速に処理する。
- 第35条 顧問並びに参与は、総会の承認を経て会長が委嘱する。  
 顧問並びに参与は、総会及び理事会において諮問に応ずる。
- 第36条 必要に応じ、理事会は委員会及び委員회를統括する本部を設置することができる。委員は、理事会において推挙し、会長が委嘱する。
- 第37条 役員の欠員が生じた場合は、欠員補充を行うことができる。但し、欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 役員は、任期満了後も後任役員の決定就任するまでその職務を担う。

## 第9章 職 員

- 第38条 理事長が会務処理上必要と認めた場合は、会長の委嘱により事務局員を置くことができる。  
 事務局員は、理事長、専務理事等の指示並びに別に定める事務局員就業規則に従い、会務を処理する。  
 事務局規程は別に定める。

## 第10章 附 則

- 第39条 本会則は、総会の決議がなければ変更することができない。
- 第40条 本会則の施行に必要な細則は、理事会で別に決定する。
- 第41条 本会則は、昭和46年2月23日から実施する。

昭和49年	改定
昭和51年	改定
昭和52年	改定
昭和56年2月	改定
昭和57年2月	改定
昭和59年4月	改定
昭和61年5月	改定
平成4年5月	改定
平成11年5月	改定
平成15年5月	改定
平成16年5月	改定
平成17年5月	改定
平成18年5月	改定
平成19年5月	改訂
平成20年5月	改定
平成22年5月	改定
平成24年5月	改定